

警 察 署 協 議 会 会 議 録

久留米警察署協議会

| | | |
|---|--|--|
| 開催年月日時 | 令和2年12月21日 午後4時30分 から 令和2年12月21日 午後5時30分 まで | |
| 開催場所 | 久留米警察署 4階会議室 | |
| 出席者 | 警察署協議会 | 会長以下13名 |
| | 警察署 | 署長、生活安全管理官、地域管理官 交通管理官、総務第一課長、総務第二課長、 防犯係長、防犯係主任、刑事第二課長 組織犯罪対策第二課長、警備課長、事務局 |
| 議 事 概 要 | | |
| <p>【開会】（会長） 令和2年第3回久留米警察署協議会を開会する。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 皆様には、御多忙中のところ、本年第3回目の久留米警察署協議会に御出席いただき、厚くお礼申し上げます。 ○ 本年も残りわずかとなったが、人の動きや物流が活発となる年末年始は、強盗事件や飲酒に関わる事件・事故の発生が懸念される。 ○ 当署においても、各種警戒活動、街頭活動等を強化し、市民の皆様方が安心して年末年始を迎えられるよう、日夜活動しているところである。 <p>【議事等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年久留米警察署重点目標について 2 ニセ電話詐欺防止対策について <p>【質疑応答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会長から「昔の暴力団は見た目で分かりやすかったが、最近は分かりにくいように思う。注意すべきことなどあるか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策第二課長から「昔の暴力団は、繁華街を練り歩くなどの示威行為により、みかじめ料徴収等の手段の一つとしていたが、近年は法整備が進みそのような行為が難しくなっている。また、暴力団は依然として、風俗店や飲食店からのみかじめ料の徴収を行う等、水面下では活発な資金源獲得活動を行っているとの情報もあり、何事においても暴力団と気付いた時点で、警察に相談していただくことが肝要である。」旨の回答があった。 | | |

議 事 概 要

- 委員から「覚醒剤など薬物の入手経路や使用者の年齢層はどのようになっているか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策第二課長から「全薬物事犯の検挙人員は概ね横ばいで推移しているが、大麻事犯の内訳が急増している。大麻で検挙された者の約3分の2が初犯であり、30歳未満の若年層が6～7割を占める。入手経路について捜査は尽くしているが、必ずしも入手先の解明に至るわけではなく、判然としない部分が多い。過去には、暴力団・密売人による密売、自己で栽培していた事例がある。」旨の回答があった。
- 委員から「青少年の非行について、特にインターネットによる被害や、性的な非行、薬物の乱用などは、潜在化しやすいものと思うが、被害防止に向けた取組・啓発についてお聞きしたい。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「管内の学校において、薬物乱用防止教室、非行防止教室、通信事業者と合同による携帯電話安全教室などを開催し、被害の入り口となりやすいインターネット、SNSの危険性などについて、注意喚起や防犯指導を実施している。また、関係機関・団体との協働による広報啓発活動や、サイバーパトロールによるサイバー補導、インターネットサイト管理者への通報を実施している。」旨の回答があった。
- 委員から「警察職員の新型コロナウイルス感染の防止、リスク回避に向けて、どのような取組を実施しているか。」旨の質疑があり、総務第二課長から「現時点、当署の職員の感染者は発生していない。署員はマスク着用等基本的な感染防止対策を徹底し、体調に異変を感じた場合の早期休暇や、必要に応じて在宅勤務に切り替えるなど、必要最小限の体制を確保しながら調整している。庁舎の出入りにサーモグラフィカメラを設置し、非接触型体温計を各課に配布し、発熱者の早期検知ができるようにしている。交番・駐在所、庁舎内多数箇所に消毒液を配置し、感染しない・させない環境づくりに配慮している。事案の対応や街頭活動時には、ゴム手袋やアルコール消毒液を携行し、コロナ感染症の疑いの高い事案の場合は、防護服であるタイベックスーツを着用するなどして対応している。取調室やパトカー等に、関係者等を入室、乗車させる前には、体温を測定し、退室及び降車させた後も、手順にそって消毒を行っている。その他、イベントについても従来の開催要領を見直して小規模、短時間で行うなど配慮している。」旨の回答があった。

【閉会】（会長）

以上で、令和2年第3回久留米警察署協議会を閉会する。